

# 白岡市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、白岡市児童福祉審議会条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

こども家庭庁設置法が令和5年4月1日に施行されることにより、子ども・子育て支援法の一部が改正され、本条例において引用する条が削られ、条の繰り上げが行われたことに伴い、引用条文の改正を行う。

## 3 施行期日

令和5年4月1日